

宮崎公立大学外国人留学生受入れに関する規程

平成19年4月1日

規程第83号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学学則（以下「学則」という。）第52条第1項に基づき、外国からの留学生の受入れに関し、必要な事項を定める。

(外国人留学生の種類・適用)

第2条 外国人留学生の種類は、学部生及び研究生、特別聴講生、科目等履修生とする。

2 前項の外国人留学生の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学部生は、学士の学位を得ることを目的とするものをいう。
- (2) 研究生は、本学の施設を利用して特定の研究に従事することを目的とするものをいう。
- (3) 特別聴講生は、本学と大学間協定又は了解覚書を締結している大学又は短期大学の外国人留学生で、本学において授業科目を履修することを目的とするものをいう。
- (4) 科目等履修生は、外国の大学もしくは短期大学等に在籍している人、または、卒業後2年以内の人で、本学において授業科目を履修することを目的とするものをいう。

第3条 官公庁及び外国政府等から留学を委託された者の身分については、前条を適用する。

第4条 大学間協定による外国人留学生の取扱いについては、この規程によるほか、宮崎公立大学学生海外留学に関する規程第4条の定めるところによる。

2 前項の大学間協定による外国人留学生の身分については第2条を適用する。

(入学定員)

第5条 入学定員は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学部生 若干名
- (2) 研究生 若干名
- (3) 特別聴講生 大学間協定又は了解覚書にもとづき定められた人数
- (4) 科目等履修生 若干名

(入学の時期)

第6条 入学の時期は学部生においては学年の始め、研究生、特別聴講生、科目等履修生においては学年又は学期の始めとする。

2 前項の定めにかかわらず、研究生、特別聴講生、科目等履修生は、特別の事情があるときは教授会の審議の報告を受けて、学年の途中において受け入れることができる。

(入学の資格)

第7条 入学の資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学部生は、外国において通常の高等学校教育の課程を修了し、当該国における大学入学資格を有する者又はこれに準ずる者とする。
ただし、外国の大学、短期大学相当の学校教育（以下「外国の大学等」という。）を卒業した者又はこれに準ずる者又は外国の大学等を2年次修了した者は、学部の第2年次又は3年次に、外国の大学等を1年次修了した者は学部の第2年次に編入学させることができる。
- (2) 研究生は、外国において通常の高等学校教育の課程を終了し、当該国における大学入学資格を有する者又はこれに準ずる者とする。
- (3) 特別聴講生は、大学間協定又は了解覚書にもとづき定められた方法で選考された者とする。
- (4) 科目等履修生は、学生同士の国際交流に関心があり、履修を希望する授業を理解する程度の日本語能力があると認められる者とする。

(入学の志願)

第8条 入学を志願する者は、所定の書類を提出しなければならない。

2 本学は必要に応じ、適法に日本に在住し学業に専念できることを証明する外国政府又は日本の官公庁が発行する証明書の提出を求めることがある。

第9条 志願者の入学の資格に関し疑義があるときは、学長が、教授会の審議の報告を受けて、その資格の有無を決定する。

(入学の決定)

第10条 学部生、研究生、科目等履修生の入学は、学力人物について考査のうえ、教授会の審

議の報告を受けて学長が決定する。ただし、特別聴講生及び第3条に該当する学生については
考査を免ずることができる。

2 特別聴講生の入学は、大学間協定及び了解覚書等による当該大学又は短期大学との協議に基
づき学長が決定する。

3 学力考査の方法は、研究生については書類審査、学部生については別に定める方法によるも
のとする。

(入学の手続き)

第11条 入学を許可された者は、所定の期日までに必要な手続きをしなければならない。

(履修科目の取扱)

第12条 入学を許可された学部生については、学習の必要に応じ、宮崎公立大学の教育課程等
を定める規程別表に掲げる授業科目の一部に代え、又はこれに加えて特別の科目を履修させる
ことができる。

2 前項の規定による特別の科目は教授会の審議の報告を受けて学長が定める。

(検定料及び学費等)

第13条 入学を志願する者は、公立大学法人宮崎公立大学授業料等の徴収等に関する規程に定
める検定料を納めなければならない。

2 入学を許可された者は、公立大学法人宮崎公立大学授業料等の徴収等に関する規程に定める
入学料及び授業料を納めなければならない。

(その他の奨学)

第14条 大学間協定及び了解覚書に基づく外国人留学生については、特別の奨学方法その他必
要な助成の措置を講ずることができる。

(事務の所管)

第15条 外国人留学生受入れに関する事務は、学生支援課が所管する。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、外国人留学生受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。